

～広報・みずかわ～



国土交通省 岩手河川国道事務所
水沢出張所 (平成31年3月)

奥州市水沢東大通り1-2-14

TEL : 0197-24-4173 FAX : 0197-22-8045

『広報・みずかわ』は、水沢出張所管内（花巻市～奥州市）の北上川に関わる様々な取り組みや活動をお伝えします。

■ 4月20日（土）『北上川流域一斉清掃』を行います

岩手河川国道事務所では管内における各自治体や河川愛護団体及び地域住民の方々に参加を呼びかけ、平成19年度より北上川の一斉清掃活動を継続しており、今年は**4月20日（土）**に実施します。
【基準日であり、各団体等の都合により実施日時は前後することがあります。】

この活動には、毎年各地域から多くの方が参加していただき、大きな成果をあげています。

地域の皆様が北上川の不法投棄の現状を知り、関心を持っていただくことで、『ゴミを捨てない』『川をきれいに』という河川愛護の気持ちが育まれること、また、次代を担う子供たちにもその思いが伝わることを願い清掃活動を続けております。子供たちにも一緒に参加していただけたら幸いです。

これからも「美しい北上川」を後世につないでいくため、皆様方のご協力をお願いいたします。



【昨年度の実施時の様子】



！ 河川へのゴミ等の不法投棄は犯罪です ！

【過去に不法投棄されていた事例】



岩手河川国道事務所が管理する北上川や支川の河川区域内では、一般家庭の生活ゴミや廃タイヤ・家電製品等の（不法）投棄物が数多く発見されております。水沢出張所管内においても、河川巡視や地域の皆様からの通報により、様々な不法投棄物が確認されており、景観（美観）の悪化、水質及び衛生面の悪化、生態系への悪影響等を防ぐため、日々回収・処分を行っている状況です。

『北上川流域一斉清掃』を始め、地域の方々によるボランティアでの清掃活動も数多く行われている一方、不法投棄は後を絶ちません。

美しい自然環境を守るため、水沢出張所では今後もパトロールを強化してまいります。不法投棄行為や投棄物（ゴミ）等を見つけた際には情報をお寄せください。

※不法投棄は重大な犯罪であり、処罰の対象。

「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により罰則【懲役若しくは罰金】が附され、撤去・処分費用も投棄者に請求されます。